

令和8年6月1日

第1学年生徒保護者様

愛知県立古知野高等学校長

入学時に購入されたパソコン・タブレットの購入支援金について

入学時に購入された学習用端末（パソコン・タブレット）の購入支援金の申し込みについて、愛知県のECサイトで学習用端末を購入した方は、すでに購入申し込み時に補助金申請をするか選択して購入いただいています。補助金申請すると入力した方には別途提出書類のご案内をいたします。

やむを得ない理由により一般購入した世帯や例外的に誤って補助金申請をせずに購入した方が申請区分に該当する場合は、支援金の申請を受け付けます。

申請書類をお渡ししますので事務室へお申し出ください。

申請書・証明書類の提出期限

申請区分	補助割合	提出期限
低所得世帯（生活保護受給 または 住民税所得割が非課税）	全額	1回目期限 令和8年7月17日（金）
多子世帯（扶養する23歳未満の子が3人以上かつ住民税所得割合計金額が264,500円未満）	3/4	2回目最終期限 令和8年9月25日（金）
ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）	3/4	令和8年10月30日（金）

証明書類は、裏面をご覧ください。

端末の購入金額の証明書類も必要になります。

端末購入支援金のご案内を学校ホームページに掲載しますので参考にしてください。

担当 古知野高等学校 事務室
電話 0587-56-2508

申請区分	証明書類
生活保護世帯 (児童福祉法に基づく児童養護施設に入所している生徒を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉事務所等が発行する生業扶助の支給が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給証明書 (令和 8 年度の 4/1 以降発行) ● 児童養護施設に入所していることが確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設置者等が発行する※1 施設入所証明書 (在籍証明書)
住民税非課税世帯	保護者等全員の令和 8 年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ ※2 課税証明書又は非課税証明書
多子世帯 入学年度の 4/1 現在で扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上、かつ、住民税所得割 264,500 円未満	3 人以上の被扶養者の証明及び令和 8 年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等全員分の課税証明書又は非課税証明書 ・ 住民票 (世帯全員が記載されたもの)
ひとり親世帯 児童扶養手当受給者 (一部受給者を含む。)	入学年度の※3 <u>児童扶養手当の受給 (令和 7 年 1 月～12 月の所得に基づく決定) が確認できる証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当の認定機関が発行する児童扶養手当受給証明書、児童扶養手当認定通知書の写しのいずれか <p>※原本を学校事務室へ提出してください。写しをとって原本はお返しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ※4 豊田市在住世帯又はその他諸事情により令和 7 年 1 月～12 月の所得に基づく児童扶養手当受給証明書、児童扶養手当認定通知書を受付期間までに取得できない世帯については、※5 令和 6 年の所得に基づく児童扶養手当受給証明書、児童扶養手当認定通知書及び課税証明書又は非課税証明書のいずれか <p>注) 遺族年金・障害年金等の受給者のうち端末支援金の申請をし、児童扶養手当を受けていない者については「戸籍謄本・住民票・課税証明書」</p>

※1 入所施設又は各市町村において随時発行される。

※2 6 月 1 日以降に発行される。

※3 児童扶養手当受給世帯において、「現況届」を提出済の世帯は、通常、9 月～11 月頃に児童扶養手当認定通知書が発行される (正確な時期は各市町村で異なる)

※4 豊田市は独自システムにより児童扶養手当認定通知書が令和 9 年 1 月に発行される。

※5 新規で児童扶養手当を申請した世帯については、その他必要と認める書類。